

国連危険物輸送勧告 モデル規則

GHS分類・SDS作成者のための
読み方解説

～ ここを押さえよう ～

危険物リスト

(改訂21版)

危険物リストとは

国連危険物輸送 モデル規則 第3.2章に記載されている輸送上の危険物の一覧表。

冒頭に解説があり、その後約100ページにわたって一覧表（危険物リスト）が掲載されています。

第 3.2 章

危険物リスト

3.2.1 危険物リストの構成

危険物リストは次の11欄に分かれている。

第 1 欄 「国連番号(UN No.)」 - 本欄は、国連システムの下に物質又は物品に割当てられた通し番号が示されている。

第 2 欄 「品名」 - 本欄は、上段文字(大文字)で「正式輸送品名(Proper Shipping Name(PSN))」が、これに続けて下段文字(小文字) (訳注：この訳ではイタリック体)で物質又は物品を特定する追加的な内容の文言が、それぞれ示されている(3.1.2項参照)。使用される幾つかの用語の解説は、付録Bに示されている。正式輸送品名は、同じクラスの異性体が存在する場合には複数形で示さ

危険物リスト（一部抜粋）

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及 び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1148	ジアセトンアルコール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1148	ジアセトンアルコール	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1170	エタノール（エチルアルコール）又はエ タノール溶液（エチルアルコール溶液）	3		II	144	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1230	メタノール	3	6.1	II	279	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金 粉末	4.3	4.2	III	223	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1474	硝酸マグネシウム	5.1		III	332	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1694	シアン化プロモベンジル、液体	6.1		I	138	0	E0	P001		T14	TP2 TP13
3082	環境有害物質、液体、 他に品名が明示されていないもの	9		III	274 331 335 375	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T4	TP1 TP29

危険物リスト：項目タイトルの意味（1）

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
110	シアン化ベンゼン	3	II	III	144	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
114	ジアンモニア	2	II	III	195	1L	E2	P001 IBC02 LP01		T2	TP1
115	エタノール（エチルアルコール）又はエタノール	3	II	III	144	1L	E2	P001		T4	TP1
120	メタノール	3	II	III	219	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP2
140	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末	4.3	III	III	223	0	E1	P410		T1	TP33
141	アセチレン	2.2	II	III	201	0	E1	P201 IBC03 LP01		BK3	
1694	シアン化プロモベンゼン、液体	6.1	I	III	138	0	E0	P001		T14	TP2 TP13
3082	環境有害物質、液体、他に品名が明示されていないもの	9	III	III	274 331 335 375	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T4	TP1 TP29

モデル規則で説明している章番号／項番号

輸送の容器や条件。
GHS分類やSDS 第14項を考える上では参照する必要はない。

SDS 14項に記載するのはこの部分

危険物リスト：項目タイトルの意味（2）

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	主たる危険性				ダブルタンク及び バルクコンテナ	
						適用除外量 危険物	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件	

4桁の数字

危険性の種類を数字で示したもの。国連分類と呼ばれることもある。

国連番号	危険性のおおまかな種類		細区分化された危険性の種類		包装要件
1148	クラス 1	火薬類	区分 1.1~1.6	爆発力：区分 1.1 > 区分 1.6	TP1
1170	クラス 2	ガス	区分 2.1	可燃性ガス	TP1
			区分 2.2	非可燃性ガス	
			区分 2.3	毒性ガス	
1230	クラス 3	引火性液体			TP2
1418	クラス 4	可燃性物質	区分 4.1	可燃性固体	TP33
自己反応性物質					
重合性物質					
固体鈍性化爆発物					
1694	区分 4.2	自然発火性物質	自己発熱性物質		TP2 TP13
3082					区分 4.3

危険物リスト：項目タイトルの意味（3）

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2										4.2.5
1148	ジアセトンアルコール										TP1
1148	ジアセトンアルコール										TP1
1170	エタノール（エチルアルコール）又 タノール溶液（エチルアルコール溶										TP1
1230	メタノール										TP2
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム 粉末										TP33
1474	硝酸マグネシウム							LP02		BK2 002	TP33
1694	シアン化プロモベンジル、液体										2 TP13
3082	環境有害物質、液体、 他に品名が明示されていないもの	9		III	274 331 335 375	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T4	TP1 TP29

主たる危険性に対する容器の強度。Ⅰ～Ⅲ。
何も記載されない（空欄）ケースもある。

容器等級Ⅰ：高い危険性を有するもの
容器等級Ⅱ：中程度の危険性を有するもの
容器等級Ⅲ：低い危険性を有するもの

* 副次危険性に対する容器等級は記載されない

危険物リスト：項目タイトルの意味（4）

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
	3.1									5/4.3.2	4.2.5
1148	ジアセトンアルコール									T4	TP1
1148	ジアセトンアルコール									T2	TP1
1170											TP1
1230											TP2
1418											P33
1474											P33
1694											TP2 P13
3082											P1 P29

**補足的説明を数字で示したもの。
品名だけではわからない条件等がわかる。
番号が示す条件等は、第3.3章に記載されている。**

第 3.3 章

特定の物質又は物品 に適用される特別規定

3.3.1 第3.2章の危険物リストの第6欄に物質又は物品に関する特別規定が示されている場合に、その特別規定の意味及び要件は、次のとおりである。特別規定が輸送物表示の要件を含んでいる場合は、5.2.1.2(a)から(d)項の規定に従わなくてはならない。要求される表示が引用符で囲まれた特定の文字、例えば「Damaged Lithium Batteries」の場合、特別規定又は本規定の他の部分で指定されていない限り、表示寸法は最小で12 mm でなければならない。

16 新規又は既存の爆発性の物質又は物品のサンプルは、試験、分類、調査及び開発、品質管理又は商業用見本を目的として、所管官庁の指示により輸送することができる。水湿性又は鈍性

国連番号別解説 (UN1148)

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1148	ジアセトンアルコール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1148	ジアセトンアルコール	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

クラス3 → 引火性液体

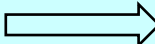
ジアセトンアルコール（純物質）：容器等級 II

ジアセトンアルコールを主成分とする混合物：

国連番号と品名は同じでも、**引火点で容器等級（II or III）が決まる。**

特別規定 223

この品名に該当する物質の化学的又は物理的性状が試験により第3.2章の危険物リストの第3欄に示されたクラスもしくはは区分に対する判定基準又は他のいかなるクラスもしくはは区分に合致しない場合には、本規則を適用しない。


具体的に ジアセトンアルコールを主成分とする混合物で引火点が**60°C超**の場合、輸送上の引火性液体に該当しない。

国連番号別解説 (UN1170)

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1170	エタノール (エチルアルコール) 又はエタノール溶液 (エチルアルコール溶液)	3		II	144	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1170	エタノール (エチルアルコール) 又はエタノール溶液 (エチルアルコール溶液)	3		III	144 223	5L	E2	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

クラス3 → 引火性液体

エタノール (純物質) : 容器等級 II

エタノールを主成分とする混合物 : **引火点で容器等級 (II or III) が決まる。**

特別規定 144

アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液は、本規則を適用しない。

→ **24容量%以下の水溶液は、非危険物として輸送可能。**

具体的に

特別規定 223 (前ページ参照)

→ **エタノールを主成分とする混合物で引火点が60°C超の場合、輸送上の引火性液体に該当しない。**

具体的に

国連番号別解説 (UN1230)

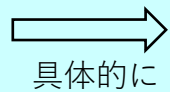
国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1230	メタノール	3	6.1	II	279	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

クラス3 → 引火性液体
 区分6.1 → 毒物

純物質／メタノールを主成分とする混合物：どちらも容器等級 II に限定。

特別規定 279

本物質は、本規則に規定されている分類判定基準の厳格な適用によるものではなく、人の経験に基づき分類又は容器等級が割当てられている。



メタノールは、摂取により失明等の有害性があるため、経験的に毒物として扱われてきた経緯が残存している。
 現在の毒物判定の基準では毒物には該当しない。

国連番号別解説 (UN1418)

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末	4.3	4.2	I		0	E0	P403			
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末	4.3	4.2	II		0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末	4.3	4.2	III	223	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33

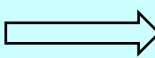
区分4.3 → 水反応可燃性物質

区分4.2 → 自然発火性物質

純物質／マグネシウム（合金）粉末を主成分とする混合物：
指定された試験の結果で容器等級（I or II or III）が決まる。

特別規定 223

この品名に該当する物質の化学的又は物理的性状が試験により第3.2章の危険物リストの第3欄に示されたクラスもしくはは区分に対する判定基準又は他のいかなるクラスもしくはは区分に合致しない場合には、本規則を適用しない。


 危険性は粒子径に左右される。試験を実施し、水反応可燃性や自然発火性、他の危険性が確認されなければ、非危険物として輸送可能。
 具体的に

国連番号別解説 (UN1474)

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1474	硝酸マグネシウム	5.1		III	332	5kg	E1	P02 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33

区分5.1 → 酸化性物質

純物質／硝酸マグネシウムを主成分とする混合物：どちらも容器等級Ⅲに限定。

特別規定 332

六水塩マグネシウムは、本規則を適用しない。

→ 硝酸マグネシウム六水和物は、非危険物として輸送可能。

具体的に

国連番号別解説 (UN1694)

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1694	シアン化プロモベンジル、液体	6.1		I	138	0	E0	P001		T14	TP2 TP13

区分6.1 → 毒物

純物質／シアン化プロモベンジルを主成分とする液体混合物
：どちらも容器等級 I に限定。

混合物で固体状になったものは、国連番号1694では輸送できない。

特別規定 138

パラシアン化プロモベンジルは、本規則を適用しない。

→ パラシアン化プロモベンジルは、非危険物として輸送可能。

具体的に

国連番号別解説（UN3082）

国連番号	品名及び内容	クラス又は区分	副次危険性	UN容器等級	特別規定	少量危険物及び適用除外量危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及びバルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
3082	環境有害物質、液体、他に品名が明示されていないもの	9		III	274 331 335 375	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T4	TP1 TP29

クラス9 → その他の有害性物質

クラス1～8の危険有害性がなく、**環境有害性のみ**をもつ液体製品。物質の種類は無関係。

固体ならば国連番号3082は該当しない。（国連番号3077を割り当てる）

純物質／混合物：どちらも容器等級**III**に限定。

* 特別規定については、輸送条件の規定なので、ここでは割愛。

SDS 第14項との関連性

(例)

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
1230	メタノール	3	6.1	II	279	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

この情報をSDS 14項で伝達する



SDS 第14項の書き方の一例

14項一輸送上の注意

国連番号：1230

品名：メタノール

国連分類：3 (6.1)

容器等級：II

・・・以下省略

危険性の優先順位

(改訂21版)

～ GHS分類への応用 ～

2.0.3 危険性の優先順位

2.0.3.1 次表は、第3.2章の危険物リストに品名が明示されていない物質、混合物又は溶液であって、複数の危険性を有する物質等のクラスを決定するために用いなければならない。危険物リストに品名が明示されていない複数の危険性を有する貨物については、本章の危険性優先順位表にかかわらず、貨物のそれぞれの危険性に対して示された最も厳しい容器等級が他の容器等級に優先する。次の危険特性は2.0.3.3項の危険性優先順位表に拘らず、常に他の危険性に優先する。

- (a) クラス 1の物質及び物品；
- (b) クラス2のガス；
- (c) クラス3の液体鈍性化爆発物；
- (d) 区分4.1の自己反応性物質及び固体鈍性化爆発物；
- (e) 区分4.2の自然発火性物質；
- (f) 区分5.2の物質；
- (g) 区分6.1の吸入毒性³が容器等級 I の物質；
- (h) 区分6.2の物質；
- (i) クラス7の放射性物質。

危険性の優先順位（1）

モデル規則 第21版 p55

2.0.3 危険性の優先順位

2.0.3.1 次表は、第3.2章の危険物リストに品名が明示されてい
て、複数の危険性を有する物質等のクラスを決定するた
危険物リストに品名が明示されていない複数の危険性を有する
性優先順位表にかかわらず、貨物のそれぞれの危険性に対して
が他の容器等級に優先する。次の危険特性は2.0.3.3項の危険性
他の危険性に優先する。

- (a) クラス 1の物質及び物品；
- (b) クラス2のガス；
- (c) クラス3の液体鈍性化爆発物；
- (d) 区分4.1の自己反応性物質及び固体鈍性化爆発物
- (e) 区分4.2の自然発火性物質；
- (f) 区分5.2の物質；
- (g) 区分6.1の吸入毒性³が容器等級 I の物質；
- (h) 区分6.2の物質；
- (i) クラス7の放射性物質。

GHS分類への応用

硝酸バリウム

国連番号1446

区分5.1

容器等級 II



・硝酸塩は火薬類に該当する
こともあるが、クラス1では
ないので、GHSにおける爆発
物に該当しない。

・区分4.1ではないので、GHS
における自己反応性物質に該
当しない。

・区分4.2ではないので、GHS
における自然発火性固体に該
当しない。

優先順位の高いクラスや区分ではない = それらの危険性をもたない

*2つの危険性を同時に持つ場合の考え方。
どちらを主危険性にするか決まっている

2.0.3.3 危険性の優先順位

分類又は区分及び 容器等級	4.2	4.3	5.1 I	5.1 II	5.1 III	6.1, I 経皮	6.1, I 経口	6.1 II	6.1 III	8, I 液体	8, I 固体	8, II 液体	8, II 固体	8, III 液体	8, III 固体
3 I ^a		4.3				3	3	3	3	3	-	3	-	3	-
3 II ^a		4.3				3	3	3	3	8	-	3	-	3	-
3 III ^a		4.3				6.1	6.1	6.1	3 ^b	8	-	8	-	3	-
4.1 II ^a	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	4.1	4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1 III ^a	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	6.1	4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2 II		4.3	5.1	4.2	4.2	6.1	6.1	4.2	4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2 III		4.3	5.1	5.1	4.2	6.1	6.1	6.1	4.2	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3 I			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 II			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 III			5.1	5.1	4.3	6.1	6.1	6.1	4.3	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1 I						5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 II						6.1	5.1	5.1	5.1	8	8	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 III						6.1	6.1	6.1	5.1	8	8	8	8	5.1	5.1
6.1 I 経皮										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 I 経口										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 吸入										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経皮										8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経口										8	8	8	6.1	6.1	6.1
6.1 III										8	8	8	8	8	8

^a 自己反応物質及び固体鈍性化爆発物を除く区分4.1の物質並びに液体鈍性化爆発物を除くクラス3の物質

^b 区分6.1の殺虫殺菌剤類

- 組合せがないことを示す。

本表に示されていない危険性については、2.0.3節を参照のこと。

2.0
分

GHS分類への応用

下記の条件で輸送されてきた液体製品A

国連番号3094

品名 (その他の腐食性液体、水反応性のもの)

クラス8 (副次危険性 区分4.3)

容器等級 II

* 副次危険の容器等級不明なので判定したい

	8, I 液体	8, I 固体	8, II 液体	8, II 固体	8, III 液体	8, III 固体
3	3	-	3	-	3	-
3	8	-	3	-	3	-
3	8	-	8	-	3	-
4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2 III	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3 I	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 II	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 III	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1 I	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 II	5.1	5.1	5.1	8	5.1	5.1
5.1 III	6.1	6.1	5.1	8	8	5.1
6.1 I 経皮	8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 I 経口	8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 吸入	8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経皮	8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経口	8	8	8	6.1	6.1	6.1
6.1 III	8	8	8	8	8	8

①

クラス8、容器等級 II、液体

と

区分4.3、容器等級 I ~ III

が交差する部分を見る。

^a 自己反応物質及び固体鈍性化爆発物を除く区分4.1の物質並びに液体鈍性化爆発物を除くクラス3の物質

^b 区分 6.1の殺虫殺菌剤類

- 組合せがないことを示す。

本表に示されていない危険性については、2.0.3節を参照のこと。

2.0
分

GHS分類への応用

下記の条件で輸送されてきた液体製品A

国連番号3094

品名 (その他の腐食性液体、水反応性のもの)

クラス8 (副次危険性 区分4.3)

容器等級 II

* 副次危険の容器等級不明なので判定したい

	8, I 液体	8, I 固体	8, II 液体	8, II 固体	8, III 液体	8, III 固体
3	3	-	3	-	3	-
3	8	-	3	-	3	-
3	8	-	8	-	3	-
4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2 III	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3 I	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 II	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 III	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1 I	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 II	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 III	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
6.1 I 経皮	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 I 経口	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 吸入	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経皮	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経口	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 III	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	8

①

クラス8、容器等級 II、液体
と
区分4.3、容器等級 I ~ III

が交差する部分を見る。

②

主危険性がクラス8になるのは、
区分4.3 容器等級 III の場合のみ

* 区分4.3 容器等級 I か II ならば
区分4.3が主たる危険性
クラス8が副次危険性になってしまう

^a 自己反応物質及び固体鈍性化爆発物を除く区分4.1の物質並びに液体鈍性化爆発物を除くク

^b 区分 6.1の殺虫殺菌剤類

- 組合せがないことを示す。

本表に示されていない危険性については、2.0.3節を参照のこと。

2.0
分

GHS分類への応用

下記の条件で輸送されてきた液体製品A

国連番号3094

品名 (その他の腐食性液体、水反応性のもの)

クラス8 (副次危険性 区分4.3)

容器等級 II

* 副次危険の容器等級不明なので判定したい

	8, I 液体	8, I 固体	8, II 液体	8, II 固体	8, III 液体	8, III 固体
3	3	-	3	-	3	-
3	8	-	3	-	3	-
3	8	-	8	-	3	-
4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
6.1	8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1	8	8	8	6.1	6.1	6.1
6.1	8	8	8	8	8	8

①
クラス8、容器等級II、液体
 と
区分4.3、容器等級I~III
 が交差する部分を見る。

②
 主危険性がクラス8になるのは、
区分4.3 容器等級IIIの場合のみ

③
 液体製品Aは、
GHSの水反応可燃性物質：区分3
 と分類できる。

^a 自己反応物質及び固体鈍性化爆発物を除く区分4.1の物質並びに液体鈍性化爆発物を除く
^b 区分6.1の殺虫殺菌剤類
 - 組合せがないことを示す。
 本表に示されていない危険性については、2.0.3節を参照のこと。

この表を使って副次危険性の容器等級を読み取り、GHS分類できるケースがある。

最後に

国連分類の判定は、試験結果に基づきます。
国連番号の付与は、荷主の責任です。

稀ですが

受け取った化学品の国連番号が明らかに間違っていることがあります。

危険物なのに、非危険物として輸送されてきたケースもあります。

GHS分類者、SDS作成者は、製品の特性や化学構造等も考慮し、
危険有害性を見極めましょう。

「今まで事故が起こっていない = 安全な製品」とは限りません。